

支 払 督 促 通 知

〒 ー
住所

氏名 様

年 度	
調定番号	納付期限
滞納金の内容	
滞 納 金 額	円
指定納入期限	
主 管 課 名	

年 月 日

高座清掃施設組合組合長

印

上記の金額を直ちに納入してください。

本状を受け取る前に納入された方は行き違いですので御了承ください。

- 1 上記の手数料について、さきにお届けした納入通知書により、直ちに納入してください。
- 2 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)につき、年14.6パーセント(指定納入期限以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金額がかかります。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 4 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高座清掃施設組合組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 5 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として(訴訟において当組合を代表する者は組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記4の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。